

公共交通（まちなか巡回バス）運賃(案)に係るパブリックコメント実施要領

1 目的

「まちなか巡回バス」は、令和4年度に「あねっこバス」を効率的・効果的に運行するため見直しを行った際に、地域から駅や役場、病院、商店街等がある雫石地区の街中にくる「あねっこバス」に対して、街中にいる人が自由に動ける手段がなく、街中を巡回するバスがあれば利便性が高いのではないかということから試験的に運行を開始したものであるが、約3年間の実証運行により、一定数の利用実績があったことから、本格運行への移行を目指すにあたり、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、運行する際の「運賃」について、広く意見を募集するため、雫石町パブリックコメント制度実施要綱（平成16年雫石町告示第54号。以下「実施要綱」という。）に基づく手続により、住民等に当該内容を幅広く周知し、まちなか巡回バスの「運賃」に対する意見等を求め、当該運賃の決定の参考とするために実施するものである。

2 パブリックコメントの手法

実施要綱の規定に基づき実施する

3 パブリックコメントの概要

(1) 意見の募集期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月27日（木）正午まで

(2) 意見を提出できる方

町内に在住・通勤・通学している方、町内に事務所又は事業所等を有する法人・その他団体、町税の納税義務者、当該計画に利害関係を有する方

(3) 意見の募集内容

公共交通（まちなか巡回バス）運賃（案）に対する意見

(4) 意見の提出方法

応募様式(任意でも可)に次の事項を記載又は入力の上、下記提出先に郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参（総合政策課）により提出。

なお、意見を記録に残すという観点から、書面に残らない電話、口頭による意見の受付は行なわない。

※ 応募様式については、「公共交通（まちなか巡回バス）運賃（案）に対するご意見」を参照。

【記載内容】（必須）

- ① タイトル「公共交通（まちなか巡回バス）運賃（案）に対する意見」
- ② 住所又は所在地
- ③ 氏名又は名称

- ④ 連絡先（電話番号、またはメールアドレス）
- ⑤ 意見、提言等

(5) 閲覧場所

資料の閲覧場所については役場1階総合案内窓口、中央公民館、雫石公民館、御所公民館、御明神公民館、西山公民館に備え付けにて対応。

(6) 意見に対する考え方の公表

本要領に基づき提出いただいた意見については、類型化して一覧表にまとめ、町の考え方を付して町ホームページにおいて公表（個別あてには回答しない。）

また、提出いただいた意見の原稿は返却しない。

なお、提出いただいた意見については、雫石町個人情報保護条例（平成12年雫石町条例第2号）の規定により適正なる管理をする。

(7) 提出先

- ① 〒020-0595 雫石町千刈田5番地1

雫石町役場 総合政策課 政策推進係

電話 019-692-6409

ファクシミリ 019-692-1311

電子メールアドレス：chiikizukuri@town.shizukuishi.iwate.jp

※ 窓口での対応時間は、土日、祝日を除く、8時30分～17時15分

- ② 各地区公民館等に備え付けている意見等回収箱に投函

※いずれの場合も令和7年8月27日（木）正午必着のこと

(8) 資料

「公共交通（まちなか巡回バス）運賃（案）」

4 広報及び広聴の周知

パブリックコメントの実施を周知するにあたっては、町のホームページ、8/14発行の「広報しずくいし」において、周知を図ることとする。